

始まっています! マイナ保険証

〒028(677)6038 028(677)6038



マイナンバーカードを保険証として利用すると、次のようなメリットがあります。ぜひご利用ください。

マイナ保険証のメリット

安心

- ・ 特定健診の結果や診療情報を医師と共有でき、適切な医療の受診が可能に。
- ・ お薬情報の一元管理で、重複処方の防止や飲み合わせのチェックが可能に。
- ・ 旅行先や災害時の受診でも、お薬情報の連携が可能に。



便利

- ・ 医療費控除などのデータ連携で、確定申告の手続きが簡単に。
- ・ 限度額適用認定証などの申請なしで、医療機関窓口での限度額を超える支払いが不要に。

保険証利用の登録はここです

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がない場合でも、お早めに利用登録を行ってください。

スマホで簡単!



マイナポータル



▲iOS版
▲Android版

受診時に簡単にできます!



医療機関窓口のカードリーダー

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!



セブン銀行ATM

マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人

12月1日時点でお手元にある紙の保険証は有効期限までご利用いただけます。その後、保険証の代わりに利用できる「資格確認書」を保険証の有効期限が切れる前に交付します。

マイナ保険証を持っていない人

▶ **申請不要**で資格確認書を送付します。

新たに後期高齢者になった人

▶ **申請不要**で資格確認書を送付します。※令和7年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な人 (高齢者・障害を持つ人など)

▶ **申請により**資格確認書を送付します。



こんな場合は手続きが必要です!

社会保険の脱退に伴う国民健康保険への加入
社会保険への加入に伴う国民健康保険の脱退

▶ 住民課国保年金係で手続き

人権について考えよう

12月4日(水)~10日(火)は人権週間

〒028(677)6014 028(677)6014

人権週間ってなあに?



昭和23年12月10日、国際連合は、世界における自由、正義および平和の基礎である基本的人権を確保するため、「世界人権宣言」を採択しました。この日を記念し、12月10日は「人権デー」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、皆さんに人権について知ってもらおう呼びかけを行っています。

芳賀町の人権啓発活動をご紹介します

啓発

人権教室

DVDや紙芝居などを使って「思いやり」の大切さを伝えています。

11月26日(火)、芳賀東小学校で「人権の花運動」を行ってきた3年生を対象に行いました。人権擁護委員から子どもたちに記念品を贈呈し、人権DVD「ココロ屋」を鑑賞しました。鑑賞の後、子どもたちからは「自分の心を大切にしたい」などの感想がありました。

12月4日(水)には、芳賀中学校で全校生徒を対象に実施する予定です。



人権の花運動

協力して花を育てることを通じて、子どもたちの「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動しています。



啓発イベント

町民祭などでさまざまな啓発活動を行っています。



相談

人権なんでも相談

【日時】12月9日(月)13:30~16:00

【場所】農業者トレーニングセンター2階会議室

人権週間に合わせて、人権なんでも相談を実施します。どんなことでも結構です。相談は無料で、秘密は守られます。



人権相談

【日時】毎月第3火曜日13:30~16:00

【場所】農業者トレーニングセンター相談室

電話などでの相談

みんなの人権110番 0570-003-110

こどもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

LINEじんけん相談



友だち追加はこちらから!